

令和2年度機構集積協力金の交付基準(秋田県)について

1 地域集積協力金

(1) と (2) を重複して受給することはできません

(1) 集積・集約化タイプ

○担い手への農地集積・集約化に取り組む地域が対象となります

【交付要件】

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

「新たに担い手に集積される」とは

R2年3月末から機構に貸し付ける日まで、担い手が耕作していない農地が、機構を通して担い手に貸し付けられること

【交付単価】

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

※機構の活用率

$$\left(\frac{\text{対象期間内の貸付面積}}{\text{地域の農地面積 (対象期間前の貸付面積を除く)}} \right)$$

(2) 集約化タイプ

○担い手同士の耕作地の交換等により集約化に取り組む地域が対象となります

【交付要件】

令和4年度までに、以下のいずれかの要件を満たす必要があります

- i. 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が20ポイント以上増加
- ii. 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

【交付単価】

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

※対象期間：①R1年9月～R2年8月、②R2年3月～R3年2月

【交付対象面積】

対象期間内の貸付面積－再貸付面積※－貸付期間6年未満の農地面積

※再貸付面積：過去に機構に貸し付けた農地の再貸付や期間満了に伴い更新したもの

【交付額】 交付対象面積 × 交付単価

2 経営転換協力金

○リタイヤや経営転換する農業者が対象となります

【交付要件】

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けること

※本協力金は、令和5年度までに段階的に縮減・廃止されます

【交付対象期間】

令和2年1月～令和2年12月末に機構から借り手に転貸されたものが対象（申請は翌年度でも可）

【交付単価】

交付単価	上限額
1.5万円/10a	50万円/1戸

3 秋田県配分基準

○全国一律の交付単価とし、「地域集積協力金」に優先配分します

優先配分 ① 地域集積協力金 集積・集約化タイプ > ② 地域集積協力金 集約化タイプ > ③ 経営転換協力金

- 協力金の種類ごとに、交付対象面積のうち、新たに担い手に集積された面積の割合が高い順に優先配分します
- 新たに担い手に集積された面積の割合が同率の場合は、交付対象面積が大きい順に優先配分します
- 経営転換協力金は、要件を満たした翌年度まで申請可能のため、本年度に仮に配分できなかった場合は、翌年度に優先配分します

詳細は、最寄りの地域振興局や市町村農政担当課まで、お気軽にお問合せください。